

第4回

一般社団法人 日本建設機械施工協会 人材育成助成事業

応募要領

令和8年度版 一般社団法人 日本建設機械施工協会

人材育成助成申請書の提出・お問い合わせ先

〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8 機械振興会館2階

(一社)日本建設機械施工協会 人材育成助成事務局

※お問い合わせは下記メールにてお願いいたします。

Mail jcma-jinzai@jcmanet.or.jp 件名は、(問合せ)第4回育成助成(団体名)

TEL:03-3433-1501

FAX:03-3432-0289

I 基本的な事項

1. 趣旨

本事業は、一般社団法人 日本建設機械施工協会（Japan Construction Machinery and Construction Association。以下「JCMA」という。）の定款及び事業計画に基づき、建設機械及び建設施工に関する技術等の向上と普及を図り、もって国土の利用、開発及び保全並びに経済及び産業の発展に寄与することを目的として、優れた技術者等の人材育成に対して助成を行うもの（以下「人材育成助成事業」という）です。

＜参考＞ 一般社団法人日本建設機械施工協会 定款（抜粋）

（目的）

第3条

本会は、建設機械及び建設施工に関する技術等の向上と普及を図り、もって国土の利用、開発及び保全並びに経済及び産業の発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）建設機械・施工に関する試験・調査・研究・技術開発
- （3）建設機械・施工に関する普及・支援活動
- （4）建設機械・施工に係る技術者・技能者の育成及び資格付与
- （5）災害時の応急対策等に関する支援
- （11）その他本会の目的を達成するために必要な事業

2. 人材育成助成事業の対象

学校教育の取組として、高等学校、高等専門学校、大学が実施、または学校と連携した法人（会社・団体）が共同実施する「建設機械または建設施工に関する人材育成を行うもの」であって、以下のいずれかの項目に関係する取組のうち、優れていると判断されるものを助成の対象とします。

- ① 建設施工の生産性向上に関する人材育成の取組
- ② インフラメンテナンスの生産性向上に関する人材育成の取組

3. 人材育成助成の応募対象者

JCMA の人材育成助成に応募できる対象者は、原則として以下のとおりとします。

- ① 学校教育法で定める高等学校、高等専門学校、大学
- ② ①の学校と、連携して人材育成の取組を共同実施する法人（会社・団体）とのグループ

なお、採択された場合、人材育成助成金は①②とも学校に交付いたします。

4. 公募期限

令和8年11月27日(金)まで

Ⅱ 留意事項

1. 申請

公募方式により人材育成助成事業の申請を募ります。

- (1) 申請件数は1校(連携して人材育成を実施する場合は1グループ)あたり1件とします。
- (2) 助成を希望される学校は、所定の申請書(様式-1①~⑤)に記入のうえ、PDFに変換して電子メールにて期限までに提出してください。(やむをえず郵送となる場合は締切当日の消印有効)

申し込みメールアドレス jcma-jinzai(at)jcmanet.or.jp

※(at)は@に変える。

※件名は、(応募)第4回人材育成助成(学校名)

- 1)申請の際に、説明に必要な範囲で参考資料を添付することは差し支えありません。
- 2)助成金の振込みにあたり、法人等組織の固有の書類(寄付申込書等)があれば併せて提出してください。
- (3) 所属される学校法人において、助成等の申請、受入れ窓口が指定されている場合等は、学校法人の長または代表者が申請することができます。
- (4) JCMA 以外の補助制度、助成制度との重複申請は可能です。
ただし、JCMA の助成において実施を予定する内容と他の制度もしくは助成によって実施する支援対象が重複しないようにして下さい。
- (5) 申請書への押印は不要です。但し、申請書に連絡担当者の所属、役職、氏名、電話番号について必ず記入してください。

2. 審査・通知

- (1) JCMA は、受理した申請書を JCMA 会長が委嘱した委員により構成される人材育成助成審査委員会(以下「審査委員会」という。)にて審査します。
なお、審査委員会は、必要に応じて、申請者に対する追加資料の提出依頼やヒアリング等の調査を実施する場合があります。
- (2) JCMA 会長は、審査委員会の推薦に基づき人材育成助成の対象となる取組および助成額を決定し、人材育成助成に必要な条件を付して、申請者に直接通知します。
(令和9年3月中旬頃の予定)
- (3) 採択された人材育成実施者である学校(以下「実施学校」という。)の名称(共同実施の

場合は共同実施者(会社・団体)を含みます。)および人材育成の概要は公表します。

3. 人材育成助成の方法、金額および期間

実施学校から JCMA へ「助成金振込先通知書(様式-2)」を提出して、人材育成の取組に着手してください。

- (1) 人材育成助成は原則として着手時に助成総額全額を交付します。
- (2) 人材育成助成の額は1件につき原則として50万円以内とします。
- (3) 人材育成助成の対象期間は、令和9年4月1日から令和10年3月31日までとします。
- (4) 人材育成開始時および取組期間中、必要に応じて人材育成助成事務局が実施学校に出向いて打合せをさせていただく場合があります。

4. 人材育成助成の報告

- (1) 実施学校は、助成期間の終了後3か月以内に、実施成果をとりまとめ、「人材育成成果報告書(様式-3①、②)」を JCMA に提出していただきます。
- (2) 実施学校は、助成金の収支に関して学校の規則により適切に管理するとともに、助成金の使途を明らかにしておいて下さい。
- (3) JCMA は助成期間中においても、必要により報告(支出も含む。)を求めることがあります。
- (4) 実施学校は、可能な場合、次の①または②を行って下さい。

①JCMA への取組の投稿

(詳細は、JCMA のホームページ、論文投稿のご案内をご覧ください。)

②研究開発助成期限終了後最初に開催される「建設施工と建設機械シンポジウム(JCMA 主催)」において、取組成果の発表。

- (5) 実施学校が取組成果を雑誌等に発表する場合は、JCMA の人材育成助成を受けた旨を明記して下さい。

<記載例>

邦文「人材育成の取組は、一般社団法人日本建設機械施工協会の人材育成助成を受けて実施したものです。」

- (6) 人材育成成果報告は、公益の目的のため、公表できるものとします。

5. 助成金の使途・管理

- (1) 助成金の使途は、取り組まれる人材育成の一部であり、直接必要な費用に限ります。
その内訳は、人件費、謝金、教育用資機材費、資材費、旅費交通費、通信費、印刷製本費、報告投稿料等とします(別表参照)。
なお、判断のつかないものに関しては、事前に JCMA にお問い合わせ下さい。
- (2) 交付された助成金については、十分な活用が図られるように留意して下さい。
- (3) 計画の変更により、取組に関わる所要額が大きく変わった場合は成果報告書にその理由を記載して下さい。
- (4) 交付された助成金について余剰額が生じたときは、指定した期限内にその額を返却していただきます。

6. 申請の取り下げ、人材育成助成の辞退

助成決定の通知前、通知後にかかわらず、やむを得ない事由により助成を辞退する場合は、遅滞なく、その理由を明記の上、辞退届(様式随意)を当協会に提出して下さい。

なお、人材育成助成の申請に記載された共同実施者がある場合、連名での届け出が必要です。

7. 決定の取り消し等

- (1) 助成対象となる人材育成の取組について、次の①②③に該当する事項が発生したときは、助成の決定の全部若しくは一部の取り消し、またはその決定内容もしくはこれに付した条件を変更します。
 - ① 助成金の他用途への使用
 - ② 助成の決定内容の不履行
 - ③ 決定後の事情の変更により実施団体が取組を行うことが困難になったとき
- (2) 助成の全部又は一部を取り消した場合には、人材育成事業の当該取り消しに係わる部分に関し交付した助成金について、期限を定めてその全部又は一部を返還していただきます。このとき、実施団体は、取組の既済部分の報告書作成など、JCMA の指示に従って、清算等所要の対応を行って下さい。

8. 変更・事故等の届出

- (1) 実施学校は、下記の各項目に該当することとなった場合は、遅滞なく JCMA に届け出て下さい。
 - ① 助成された人材育成の取組が予定期間内に完了しないことが明らかになったとき。
 - ② 助成された人材育成の取組の遂行に重大な支障を及ぼすと認められる事故が発生したとき。
- (2) 上記(1)の届出があったときは、実施学校と JCMA が協議の上、助成による人材育成助成の中断、助成期間の延長等の措置を決定させていただきます。実施学校は、人材育成の取組の成果報告書作成など、JCMA の指示に従って、清算等所要の対応を行って下さい。
- (3) 人材育成助成の取組により生じた事故等に関する責任を JCMA は一切負いません。

9. その他の事項

その他、この応募要領に記載の無い事項や不明な点、疑問な点が生じた場合には、実施学校等と JCMA が協議するものとします。

別表(Ⅱ.5.(1)助成金の使途関係)

人材育成取組にかかわる使途一覧

項 目	内 訳	備 考
人件費	人材育成取組に直接必要となる人件費(外部講師等)	実施者の長期雇用に係るものは除く。
謝金	実施者以外の有識者からの助言・協力に対する謝礼	
教育用 資機材費	人材育成取組に直接使用する資機材のリース費用 (パーソナルコンピュータ、車両、建設機械等)	資機材の運搬費も含む。 購入費は助成対象としない。
資材費	人材育成取組に直接使用する図書、文献等の購入費	
旅費交通費	人材育成取組に直接必要となる交通費、宿泊費	日本国内に限る。
通信費	人材育成取組に直接使用する通信費 (インターネット回線等)	
印刷製本費	人材育成取組に直接使用する教材作成に係る印刷製本 および文献等の複写費用	
報告投稿費	学会などへの報告文投稿費用	

※ 上記の規定によりませんが、項目に該当しない経費等で不明の場合はJCMAと相談して下さい。